別表第一の表二の第二のつつじ科の項の次に次のように加える。

いわたばこ科	アエスキュナントゥス・アクミナトゥス（ナガミカズラ）

別表第一の表二の第二のしそ科の項の次に次のように加える。

ひかげのかずら科	リュコポディウム・サルヴィニオイデス（ヒメヨウラクヒバ）

別表第一の表二の第二のらん科の項中「キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ）」を「キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ）　クリュプトステュリス・タイワニアナ（タカオオオスズムシラン）」に、「プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）」を「プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）　プラタンテラ・ステノグロサ亜種イリオモテンスィス（イリオモテトンボソウ）　ヴリュダグズュネア・ヌダ（ミソボシラン）」に改め、同項の次に次のように加える。

きじのおしだ科	プラギオギュリア・コイドズミイ（リュウキュウキジノオ）

別表第二の表二の第一の四の（二）中「さんしょううお目」を「有尾目」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年五月一日から施行する。

環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

訓　令

○内閣府訓令第十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項中6を削り、7を6とし、8から13までを1ずつ繰り上げ、14及び15を削る。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。